

# 伊 勢 市 公 報

第 211 号  
平成 26 年 8 月 20 日  
水 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 市道の路線の認定について	2
○ 道路の区域の決定について	4
○ 道路の供用開始について	5
○ 放置自転車等の保管について	7
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	9
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	10
○ 犬の抑留について	11
○ 公示送達	12
○ 公示送達	14
<b>公 表</b>	
○ 平成 25 年度定期監査等結果に対する措置状況について	17

伊勢市告示第 87 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 26 年 8 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
西豊浜 26-1 号線	西豊浜町字東 5407 番 3 地先		
	西豊浜町字東 5407 番 5 地先		
藤里 26-2 号線	藤里町 651 番 2 地先		
	藤里町 650 番 1 地先		
鹿海 26-3 号線	鹿海町字西岡 1456 番 1 地先		
	鹿海町字西岡 1454 番 3 地先		
上地 26-4 号線	上地町字下中野 1778 番 12 地先		
	上地町字下中野 1805 番 1 地先		
湯田 26-5 号線	小俣町湯田 1487 番 16 地先		
	小俣町湯田 1490 番地先		
一之木 5 丁目 26-6 号線	一之木 5 丁目 1014 番 11 地先		
	一之木 5 丁目 1014 番 1 地先		

一之木 5 丁目 26-7 号線	一之木 5 丁目 1014 番 13 地内		
	一之木 5 丁目 1014 番 14 地先		
元町 26-8 号線	小俣町元町 182 番 3 地先		
	小俣町元町 182 番 5 地先		
元町 26-9 号線	小俣町元町 1033 番 9 地内		
	小俣町元町 1033 番 2 地先		

伊勢市告示第 88 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 8 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	西豊浜 26-1 号線	6.0 ～ 9.5	36
市 道	藤里 26-2 号線	6.5 ～ 8.8	101
市 道	鹿海 26-3 号線	6.0 ～ 11.0	224
市 道	上地 26-4 号線	6.6 ～ 10.8	90
市 道	湯田 26-5 号線	8.2 ～ 10.0	92
市 道	一之木 5 丁目 26-6 号線	6.0 ～ 9.5	52
市 道	一之木 5 丁目 26-7 号線	6.0 ～ 10.0	26
市 道	元町 26-8 号線	6.0 ～ 10.0	35
市 道	元町 26-9 号線	6.0 ～ 16.0	35

伊勢市告示第 89 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 8 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
西豊浜 26-1 号線	西豊浜町字東 5407 番 3 地先 西豊浜町字東 5407 番 5 地先	平成 26 年 8 月 5 日
藤里 26-2 号線	藤里町 651 番 2 地先 藤里町 650 番 1 地先	平成 26 年 8 月 5 日
鹿海 26-3 号線	鹿海町字西岡 1456 番 1 地先 鹿海町字西岡 1454 番 3 地先	平成 26 年 8 月 5 日
上地 26-4 号線	上地町字下中野 1778 番 12 地先 上地町字下中野 1805 番 1 地先	平成 26 年 8 月 5 日
湯田 26-5 号線	小俣町湯田 1487 番 16 地先 小俣町湯田 1490 番地先	平成 26 年 8 月 5 日
一之木 5 丁目 26-6 号線	一之木 5 丁目 1014 番 11 地先 一之木 5 丁目 1014 番 1 地先	平成 26 年 8 月 5 日

一之木 5 丁目 26-7 号線	一之木 5 丁目 1014 番 13 地内 一之木 5 丁目 1014 番 14 地先	平成 26 年 8 月 5 日
元町 26-8 号 線	小俣町元町 182 番 3 地先 小俣町元町 182 番 5 地先	平成 26 年 8 月 5 日
元町 26-9 号 線	小俣町元町 1033 番 9 地内 小俣町元町 1033 番 2 地先	平成 26 年 8 月 5 日

伊勢市告示第 90 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、及び保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 26 年 8 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	平成26年7月16日 午前9時	市営自転車等駐車場(伊勢市吹上2丁目地内)	11台
〃	平成26年7月16日 午前10時30分	〃	11台
〃	平成26年7月16日 午後1時30分	〃	11台
〃	平成26年7月16日 午後3時	〃	11台
〃	平成26年7月17日 午前9時	〃	11台
〃	平成26年7月17日 午前10時30分	〃	11台
〃	平成26年7月17日 午後1時30分	〃	11台
〃	平成26年7月17日 午後3時	〃	10台

〃	〃	市道吹上1丁目5号線(伊勢市吹上1丁目地内)	1台
〃	平成26年7月18日 午前9時	市営自転車等駐車場(伊勢市吹上2丁目地内)	11台
〃	平成26年7月18日 午前10時30分	〃	11台
〃	平成26年7月18日 午後1時30分	〃	11台
〃	平成26年7月18日 午後3時	〃	9台
計			130台

## 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町茶屋412番地5又は伊勢市二見町三津1201番地71)

## 3 保管期間

告示の日から60日間

## 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等を売却又は廃棄等の処分をします。

## 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市選挙管理委員会告示第 52 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 8 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
※休日は、本庁舎 1 階守衛室

(参 考)

縦覧期間 9 月 3 日（水）から同月 7 日（日）までの 5 日間  
（公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市公告第 56 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 57 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 8 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	宇治浦田町	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 26 年 8 月 3 日

3 抑留期限 平成 26 年 8 月 8 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 58 号

公 示 送 達

下記の者の平成 26 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 26 年 8 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略



伊勢市公告第 59 号

公 示 送 達

下記の者の平成 26 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 26 年 8 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略



省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市監査委員公表第4号

平成25年度定期監査等結果（後期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成26年8月1日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣  
伊勢市監査委員 浦野 卓久  
伊勢市監査委員 吉岡 勝裕

定期監査結果（後期）に対する措置状況

定期監査

【都市整備部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
交通政策課	<p>（1）事務補助団体において、市で決裁すべき事案が団体において決裁されているもの、購入伺いのないもの、請求書の宛名が誤っているもの、支払遅延など事務及び経理において不適切な処理が多数見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>事務補助団体の、支出事務においては、伊勢市会計規則等の規定に準じ、また、文書管理については、事務決裁規程、文書管理規程等の規定に基づき事務処理を行うよう改善済みです。</p>
維持課	<p>（1）委託業務の実績報告書に報告日が記載されておらず受付印の押されていないもの、公園等占用許可において使用料の減免をしているが、その根拠法令等の記載のないものなどが見受けられたため、文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>（2）10万円未満の修繕において工事代金が不適正と思われるものがあり、また、一括発注が可能であるにも関わらず、特命で発注できるように契約額を10万円以下に分割していると思われるものが見受けられた。経費の抑制、価格の妥当性、公正性、事務の効率化を念頭において、契約規則及び平成25年5月28日付け管財契約課長通知の「平成25年度入札・契約制度の改定及び随意契約の取扱いについて（通知）」に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>実績報告書に表紙を添付し、報告日及び受付印を押せるようにいたしました。また、根拠法令等についても記載するようにいたしました。</p> <p>「実施中」</p> <p>修繕において緊急度及び安全性を最優先に考え、業者選定にあつては対応の迅速さや価格の妥当性にも考慮しながら見積もり徴取を実施しています。</p>
建築住宅課	<p>（1）土地賃借料の算定根拠が監査</p>	<p>「実施中」</p>

	<p>時において確認できないものがあった。契約内容を十分理解して業務に努められたい。</p> <p>(2)住宅使用料及び住宅新築資金等貸付事業において、滞納分を分納しているものについては、分納誓約書を提出させるよう徹底されたい。</p>	<p>契約更新においては、算定根拠を明確にし、内容を十分理解し、契約を更新しています。</p> <p>「実施中」</p> <p>住宅使用料の滞納者については、必ず、分納誓約書を提出させています。</p> <p>住宅新築資金については、今後、分納を開始する者については、誓約書等を提出させます。</p>
--	--	--

### 【二見総合支所】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
二見総合支所生活福祉課	<p>(1)二見老人福祉センターの鍵の管理方法に不適切などが見受けられたため、早急に施設の管理受託者と協議し、鍵の管理には万全を期されたい。</p> <p>(2)老人福祉センター使用料の減免において、伊勢市老人福祉センター条例第10条第4号「市長が特に認める場合」に該当するとしているものがあるが、その理由が未記載であるため、明確な理由を記載し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>鍵の管理方法につきましては、管理受託者と協議の上、鍵の受渡しを確認表にて行うこととしました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>「市長が特に認める場合」に該当する場合について、決裁ごとに明確な理由を記載することとしました。</p>

### 【教育委員会】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
教育総務課	<p>(1)修繕等において、一括発注が可能であるにも関わらず、特命で発注できるように契約額を10万円以下に分割していると思われるもの及び特定の業者への発注が多数見受けられた。業者選定にあたっては、経費の抑制、価格の妥当性、公正性、事務の効率化を念頭において、特定の業者に偏ることなく、契</p>	<p>「実施中」</p> <p>施設修繕において生徒・児童の安全を最優先に考え、業者選定にあたっては対応の迅速さや価格の妥当性も考慮し、特定の業者に偏ることのないよう配慮しながら見積り徴取を実施しています。</p>

	<p>約規則及び平成 25 年 5 月 28 日付け管財契約課長通知の「平成 25 年度入札・契約制度の改定及び随意契約の取扱いについて（通知）」に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	
学校教育課	<p>(1) 小木教育集会所のネットワーク回線料において、早期の対応を怠ったため、約 2 ヶ月分不要な経費を支払っている。契約管理には十分注意を払い、迅速な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 支払遅延が多数見受けられるため、事務処理方法の見直しを図り、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>今回ご指摘のありました小木教育集会所のネットワーク回線料については、処理を済ませております。今後は、関係部署との連携を密にし、迅速な対応を行ってまいります。</p> <p>「措置済み」</p> <p>請求書の管理方法を見直すとともに、チェック体制の強化を図りました。関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
社会教育課	<p>(1) 事務補助団体において、経理簿の未作成、精算遅れ、立替払い、出張日当の過払いなど事務及び経理において不適切な処理が多数見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。</p> <p>(2) 研修会、先進地視察などの復命書の未作成が多数見受けられたため、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 生涯学習センターの使用料減免の決裁が見受けられないため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>事務補助団体の経理簿未作成については、経理簿を作成、常時、残高管理を行うよう改善しました。また、精算遅れ等の処理については、これに限らず公金に準じた適正な経理処理を行ってまいります。</p> <p>「措置済み」</p> <p>未作成の復命書については作成しました。今後は伊勢市職員服務規程に基づき適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>「措置済み」</p> <p>生涯学習センターの使用料減免に係る決裁については、指定管理者との基本協定書中に教育委員会の承認を受けることを明記し、事務処理を改善しました。</p>
スポーツ課	<p>(1) 事務補助団体において、経理簿の未作成、精算遅れ、立替払い、出張日当の過払いなど事務及び経理において不適切な処理が多数見受けられた。公務として事務局を担</p>	<p>「措置済み」</p> <p>事務補助団体の経理簿未作成については、経理簿を作成、常時、残高管理を行うよう改善しました。出張日当の過払いについては、これに限らず公金に準じた適正な</p>

	っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。	経理処理を行ってまいります。
各小中学校・幼稚園	<p>(1) 帳簿の不備、帳簿と通帳の不一致、現金の長期間にわたる保管、支払遅延、立替払いなど不適正な事務処理が多数見受けられたため、事業別の口座開設及び経理簿の作成とともに、担当者以外の職員が定期的に検査を実施するなど適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 事業等の実施にかかる決裁がないもの、文書管理システムでの起案の対象となる決裁であるにも関わらず、簡易起案用紙で処理されているものが見受けられた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>帳簿の不備は、監査終了後に訂正しました。経理簿が作成されていないものについては、作成し適正に事務ができるよう管理しています。また、現金の長期保管、支払遅延、立替払いなどについては、厳禁であることを職員に再確認させ、適正な時期に支払いができるように努めています。</p> <p>「検討中」</p> <p>事業別口座の開設については、見直し中です。</p> <p>「実施中」</p> <p>文書管理規程を確認し、適正な事務処理への改善に取り組んでいます。</p>

### 【消防本部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
消防本部	<p>(1) 復命書において、資料の添付がされていないもの、鉛筆書きのメモがそのまま残されているもの、保存年限を誤っているものが見受けられた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 無線機台帳において、平成24年10月3日の定期点検で異常が報告されているが、修理した形跡がなく、平成25年度の定期点検でも異常が報告されているものが見受けられた。当然ながら、異常があれば早急に修理整備するべきである。早急に調査し処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>資料の添付については、早々に資料を添付し、鉛筆書きのメモについては、必要なものはボールペンにて書き直しを行い、不要なものについては削除しました。</p> <p>以降は、指摘事項を繰り返さないよう決裁時入念なチェックを行っています。</p> <p>保存年限については、文書管理規程に基づき誤りを正しました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>平成25年度中に、修理・更新を完了しました。</p>

	(3) 個人情報データの使用承認にかかる起案において、決裁日と文書発送日が整合しなかったため、適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 決裁日と文書発送日を適正に整合しました。
--	--	--------------------------------

財政援助団体等監査

【公益社団法人 伊勢市観光協会】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
所管課 観光事業課 観光企画課	<p>(ア) 団体への指導監督にあたっては、常に適正な公金支出を念頭に入れ、その支出については、団体に関する法令や会計経理の精通に努め、経理簿、預金通帳、支出伺い等の帳簿類を検査し、不適正な事項について指導を行うなど、随時、実施状況の調査、指示等を実施されたい。</p> <p>(イ) 負担金については、団体と協議し精査され、両課の連絡調整も行われているが、請求金額の妥当性、有効性、経済性などの調査や検証を実施されたい。</p>	<p>「実施中」 団体に関する法令や会計経理の精通に努め、経理簿、預金通帳、支出伺い等の帳簿類を検査し、不適正な事項について指導を行っています。</p> <p>「実施中」 負担金については、団体と協議し人件費の精査を行うとともに事業実施にあたっては、人件費相当分を加味し業務委託することとしており、その妥当性や有効性、経済性などを検証しながら取り組んでいます。</p>
公益社団法人 伊勢市観光協会	<p>(ア) 会計事務については、平成23年度決算において未計上の預金通帳を平成24年度決算にて相手科目を雑収入として一括計上している。このような会計処理は不自然であり、決算期において預金残高と預金通帳が符合されるよう適正な事務執行をされたい。</p> <p>(イ) 会計処理を特定の職員のみ に任しているうえ、伝票等の決裁に チェック機能が果たされていない</p>	<p>「措置済み」 預金通帳の数が多かったので税理士による管理指導の下、預金通帳の数を管理しやすいよう必要最低限にし、決算期においては預金残高と預金通帳を符号させるようにしました。</p> <p>「実施中」 伝票決裁は既存のチェック機能に「事務局長確認」を追加するとともに、責任者の</p>

	<p>ように見受けられた。会計処理を適正に行うため、伝票等を担当者以外の職員がその都度検認し、責任者が最終チェックを行うとともに、定期的な関係諸帳簿の検査をするなどチェック機能の精度を高められるよう、早急に会計処理体制を確立されたい。</p> <p>(ウ) 事業別に通帳が多数存在するが、煩雑な事務処理を招き、出納処理の誤りの要因となるため、通帳の整理を行い、適正かつ効率的な会計事務に努められたい。</p> <p>(エ) 事業実施に当たっては、事業効果を計るためのアンケート調査等を実施し、事業の課題や問題点を見出しながら、事業の見直しや創意工夫を検討されたい。</p>	<p>最終チェックの強化をしました。定期的な帳簿の検査に関しては、税理士による毎月の検査を受けております。税理士の奨めにより公益法人会計データベース（TKC）も新たに導入しました。</p> <p>「検討中」</p> <p>さらに決裁に関する詳細規定の設置などを検討しております。</p> <p>「措置済み」</p> <p>税理士による管理指導のもと、預金通帳の数を必要最小限にし、事業には「事業番号」を付加し出納処理の明確化を図りました。</p> <p>「実施中」</p> <p>協会内部におきまして、事業の課題や問題点の精査を各担当部会で行なっており、事業の見直しや改善に取り組んでおります。</p> <p>事業後におきましては、聞き取りやアンケート調査などから再度事業につき課題や問題点を洗い出し、見直し改善を進めていきます。</p> <p>「検討中」</p> <p>事業効果の測定方法に関しては事業によっては効果の尺度が異なるため、最適な方法を考えていきます。</p>
--	--	---

【伊勢市産業支援センター】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
所管課 産業支援課	(ア) 毎月及び四半期毎の業務報告書が期限内に提出されておらず、また報告日が記載されていないもの、收受印の押されていないものが多数見受けられたため、団体へ提出期限を遵守するよう指導するとともに、文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。	<p>「措置済み」</p> <p>業務報告書については、基本協定書のとおり期限内に提出するように指導し、あわせて報告日記載の文書を添付するよう改善しました。</p> <p>また、收受印については、文書管理規程に基づき適正に処理を行ないます</p>

伊勢商工会議所	<p>(ア) 仕様書に災害時の安全確保として、危機管理体制を築くとともに、対応マニュアルを作成し災害時の対応について随時訓練を行うことと規定されているが、マニュアルが未作成で訓練も実施されていないため、速やかに作成及び実施され、災害発生時の対応には万全を期されたい。</p> <p>(イ) 支出科目の誤りが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>対応マニュアルについては、現在整備中であるため、早期に作成し報告いたします。</p> <p>また、訓練については、消防署等の関係機関へ指導を仰ぎ、実施するよう調整し、施設の安全管理に努めます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>誤りを訂正し、適正に処理を行ないました。</p>
---------	---	--

【伊勢市市営住宅及び伊勢市特定公共賃貸住宅、伊勢市小集落改良住宅並びに共同施設】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
F E 住宅管理共同企業体	<p>(ア) 基本協定書第 10 条において、管理業務に係る情報公開に関し規程を整備するよう定められているが、未整備であるため、速やかに整備されたい。</p> <p>(イ) 基本協定書第 20 条第 2 号において、備品（Ⅱ種）は、購入又は調達後直ちに書面により市に報告するよう規定されているが、年度終了後に提出された管理業務実績報告書で一括して報告されていた。基本協定書に基づき、適切に処理されたい。</p> <p>(ウ) 支払事務において、請求書等がないもの、郵券の受払簿が作成されていないなど一部不適切な処理が見受けられたため、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(エ) 鍵持ち出し簿に返却日時の未</p>	<p>「措置済み」</p> <p>伊勢市情報公開条例及び伊勢市情報公開条例施行規則に基づき、規定を整備しました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>今後は購入の都度書面にて報告いたします。</p> <p>「措置済み」</p> <p>請求書はすぐに確認できるように保管し、郵券の受払簿を作成しました。</p> <p>「措置済み」</p>

	<p>記載が見受けられた。鍵の盗難及び紛失を防止するため鍵の保管記録には万全を期されたい。</p>	<p>返却日時の未記載の箇所をすべて再確認し、記入しました。その後、持ち出し・返却共に鍵管理者の押印を必須とし、鍵の保管記録については、必ず記載するよう徹底します。</p>
--	---	--